

障害福祉サービス等の概要

■ 障がい者への支援

区 分	サービスの内容
【訪問系サービス】	
居宅介護	障がい者等に対し、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する障がい者に対し、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対して、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護排せつ及び食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を行う。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動上、著しい困難を有する障がい者等で常時介護を要する者に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他行動する際に必要な援助を行う。
重度障害者等 包括支援	常時介護を要する障がい者等でその介護の必要の程度が著しく高い者に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の各障害福祉サービスを包括的に提供する。
【日中活動系サービス】	
生活介護	常時介護を要する障がい者に対し、主として昼間に、障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う。
自立訓練 (機能訓練、 生活訓練)	障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の支援を行う。
就労選択支援	就労を希望する障がい者又は就労の継続を希望する障がい者に対し、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択のために必要な支援を行う。

就労移行支援	就労を希望する障がい者に対し、一定の期間にわたり、生産活動及び職場体験等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。
就労継続支援 (A型、B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、就労及び生産活動の機会の提供を通じ、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
就労定着支援	就労移行支援等の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者に対し、一定の期間にわたり、就労を継続するために必要な事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等や日常生活及び社会生活を営む上で必要な支援を行う。
療養介護	医療を要する障がい者で、常時介護を要する者に対し、主として昼間に、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話等を行う。
短期入所	居宅において障がい者等の介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者等に対し、障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。
【居住系サービス】	
自立生活援助	障害者入所施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した障がい者に対し、居宅における自立した日常生活を営む上で必要な理解力や生活力を補うため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問等により相談支援や必要な情報提供及び助言等の援助を行う。
共同生活援助	地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者に対し、共同生活を営むべき住居において、主として夜間、相談その他日常生活上の援助を行う。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、夜間、休日において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。
【相談支援】	
計画相談支援	障がい者等が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がい者等の依頼により、心身の状況やサービス利用に関する意向等を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類や内容、総合的な援助の方針等を定めたサービス等利用計画を作成するとともに、その計画に基づく障害福祉サービスの利用支援及び継続利用支援を行う。
地域相談支援 (地域移行支援)	障害者支援施設等の施設に入所している障がい者や精神科病院等に入院している精神障がい者、矯正施設に入所している障がい者等につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他支援を行う。

地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において、単身等の状況において生活する障がい者につき、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他支援を行う。
--------------------	---

■ 障がい児への支援

区 分	サービスの内容
【障害児通所支援】	
児童発達支援	障がい児につき、児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援等を行う。
医療型 児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは指定発達支援医療機関に通わせ、児童発達支援及び治療を行う。
放課後等 デイサービス	学校に就学している障がい児につき、授業の終了後又は休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。
保育所等訪問 支援	保育所等に通う障がい児につき、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいのある児童であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。
【障害児入所支援】	
福祉型 障害児入所施設	障害児入所施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。
医療型 障害児入所施設	障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障がい児のうち知的障がいのある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童に対して治療を行う。
【障害児相談支援】	
障害児相談支援	障がい児の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案し、障害児支援利用計画案を作成し、その計画に基づく障害児通所支援の利用に係る支援や見直し等を行う。

地域生活支援事業等の概要

事業名	事業の内容
【専門性の高い相談支援事業】	
発達障がい者支援センター運営事業	発達障がい者等に対する総合的な支援を行うため、発達障がい者支援センターを設置し、相談支援や発達支援、就労支援を行うとともに、関係施設・機関等に対する普及啓発等を行う。
障がい児（者）療育支援事業	在宅の重症心身障がい児（者）や知的障がい児（者）、身体障がい児の地域における生活を支援するため、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導等を行う。
障害者就業・生活支援センター事業	障がい者に対し、就業面と生活面の支援を一体的に行うため、関係機関と連携し、障がい者の就業とそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせん等を行う。
高次脳機能障害支援普及事業	高次脳機能障がい者に対する支援を行うため、支援拠点機関を設置し、専門的な相談支援、地域支援ネットワークの充実、支援手法等に関する研修等を行う。
【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣事業】	
手話通訳者養成研修事業	手話通訳者の役割や責務等を理解し、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術等を習得した手話通訳者の養成研修を行う。
要約筆記者養成研修事業	要約筆記者の役割や責務等を理解し、要約筆記に必要な要約技術を習得した要約筆記者の養成研修を行う。
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成研修事業	盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、通訳と移動の介助を行う盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの養成研修を行う。
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	失語症者の自立と社会参加を促進するため、失語症者のコミュニケーションの支援等を行う失語症者向け意思疎通支援者の養成研修を行う。
意思疎通支援者派遣事業	聴覚障がいのある方とない方の意思疎通を支援するため、県内の障がい者団体等が主催又は共催する広域的な行事に手話通訳者等の意思疎通支援を行う者を派遣し、円滑なコミュニケーションを図る。
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションと移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・ガイドヘルパーの派遣を行う。
【広域的な支援事業】	
障がい者相談支援体制整備推進事業	地域における相談支援体制を整備するため、相談支援に関するアドバイザーを市町に派遣し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整、対応困難な事例についての助言等を行う。

県障がい者自立支援協議会	県下全域における相談支援体制を構築するため、県障がい者自立支援協議会を設置し、市町における相談支援体制整備方策の助言や相談支援従事者研修のあり方の協議等を行う。
【精神障害者地域生活支援広域調整事業】	
地域生活支援広域調整会議等事業	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたっての調整業務を行うため、県、市町、医療関係者、福祉関係者等で構成する精神障がい者地域移行支援協議会を開催する。
地域移行・地域生活支援事業	圏域ごとに、病状が軽快した患者によるピアサポーターを養成及び配置し、退院を希望する患者が抱える退院後の生活の不安を解消するための助言等を行う。
【サービス・相談支援者、指導者育成事業】	
障害支援区分認定調査員等研修事業	障害福祉サービス給付等の事務が、全国一律の基準に基づき、客観的で公平、公正に行われるよう障害支援区分認定調査員、市町審査会委員及び意見書を作成する医師を対象とした研修を行う。
相談支援従事者研修事業	相談支援に従事する者の資質の向上を図るため、初任者及び現任者等を対象に、障がい者ケアマネジメントの手法等についての研修を行うとともに、地域の相談支援体制における中核的な役割を担う主任相談支援専門員を養成する研修を行う。
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修事業	事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の養成研修等を行う。
居宅介護従業者等養成研修事業	障がい者等の多様化するニーズに対応した適切なサービスを提供するため、必要な知識、技能を有する居宅介護従事者等の養成研修を行う。
身体障がい者・知的障がい者相談員活動強化事業	相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図るため、身体障がい者相談員等を対象とした研修を行う。
音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業	疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に発声訓練を行う指導者を養成する。
手話通訳者指導者養成事業	手話通訳者の養成に関する講師を養成する。
強度行動障がい支援者養成研修事業	強度行動障がいを有する者に対し、適切な支援を行う職員の養成研修を行う。
精神障がい者支援の障がい特性と支援技法を学ぶ研修事業	障がい福祉分野と介護分野の双方で精神障がい者の特性に応じた支援が提供できる従事者を養成するための研修を行う。

障がい者ピアサポート 研修事業	自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等を養成するための研修を行う。
障がい者虐待防止対策 事業 (障がい者虐待防止・権利擁護 研修)	障がい福祉サービス事業所等従事者、同管理者等を対象とする意識啓発、対応や支援方法などに関する研修を実施するとともに、県民の理解と関心を深める一般向けの意識啓発セミナーを開催する。
【その他の事業】	
《日常生活支援》	
オストメイト社会適応 訓練事業	疾病等により人工肛門、人工膀胱を造設した者に対し、ストマ用装具の使用等について正しい知識を伝達するとともに、社会生活に必要な基本的な事項について相談指導を行う。
音声機能障がい者発声 訓練事業	疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対し、食道発声、人工喉頭、電気発声の訓練を行う。
〔その他の生活訓練等事業〕	
視覚障がい者専門指導 事業	視覚障がい者専門指導員を設置し、視覚障がい者に対し、日常生活の訓練や諸問題についての相談・指導を行う。
聴覚言語障がい者専門 指導事業	聴覚言語障がい者専門指導員を設置し、聴覚言語障がい者に対し、日常生活の訓練や諸問題についての相談・指導を行う。
視覚障がい者生活訓練 事業	在宅の重度の視覚障がい者に対し、指導員が居宅を訪問し、点字の修得指導や家事・育児等の指導、歩行訓練等を行う。
難聴者相談訓練事業	中途聴覚障がい者を対象に、医師、聴能士等で構成する相談スタッフが、県内各地で補聴器装用訓練を行うとともに、生活相談等を行う。
《社会参加支援》	
手話通訳者設置事業	聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を県視聴覚福祉センターに設置する。
字幕入り映像ライブラリ ー事業	趣味、教養、記録・報道、ドラマ等各分野において、字幕又は手話を挿入した貸出用 DVD を製作し、聴覚障がい者からの申込みにより貸出しを行う。
点字広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者のために、点字図書やCD等により、「県民だより」や「愛媛のすがた」等を発行する。
点字即時情報ネットワー ク事業	社会福祉法人日本盲人会連合会から毎日配信される情報を点字で出力し、利用を希望する視覚障がい者、県視覚障害者協会、盲学校等に提供する。

障がい者パソコンボランティア養成・派遣事業	障がい者の情報バリアフリー化を促進するため、在宅の障がい者に対しパソコンの使用方法等について支援を行うパソコンボランティアを養成するとともに、障がい者の個々の要望に応じボランティアを派遣する。
障がい者ICTサポート推進事業	障がい者のICT機器の利用普及を促進するため、障がい者からのICT機器に関する相談、訪問支援、最新ICT機器の貸出及び展示・利用体験会などを行う。
県障がい者社会参加推進センター運営事業	障がい者の社会参加を促進するため、障がい者関係団体で構成する県障がい者社会参加推進センターを設置、運営する。
精神障がい者家族研修事業	精神障がい者に対する差別の解消と社会復帰への意欲の高揚を図るため、精神障がい者の家族や一般県民が一堂に会し、相互理解を深めながら精神障がいについての正しい知識の普及啓発を行う。
身体障害者補助犬給付事業	身体障がい者の自立や社会参加の促進に寄与するため、身体障害者補助犬を育成し、給付する。
奉仕員養成研修事業 (点訳・音訳)	聴覚障がい者や視覚障がい者の社会参加を支援する点訳奉仕員等身体障がい者奉仕員を養成する。
県障がい者スポーツ大会開催事業	障がい者の社会参加を促進するため、陸上、アーチェリー、卓球(サウンドテーブルテニス含む)、フライングディスク、ボウリング、水泳、ボッチャ、精神障がい者バレーボールを競技種目とする愛媛県障がい者スポーツ大会を開催する。
障がい者芸術文化活動推進事業	障がい者の芸術文化活動の裾野を拡大し、地域との相互理解や障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい者芸術文化祭等を開催する。
芸術・文化講座開催等事業 (視覚障がい者文化祭・一般教養講座)	教養を高め、自立更生の意欲を助長するため、視覚障がい者文化祭や一般教養講座を開催する。
【特別支援事業】	
要約筆記者指導者養成特別支援事業	社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する「要約筆記者指導者養成研修」を受講するために要する交通費及び宿泊費を補助する。
失語症者向け意思疎通支援者指導者養成特別支援事業	一般社団法人日本言語聴覚士協会が実施する「失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修」を受講するために要する交通費及び宿泊費を補助する。
視覚障害者移動支援従事者資質向上特別支援事業	社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が実施する「視覚障害者移動支援従事者資質向上研修」を受講するために要する交通費及び宿泊費を補助する。